

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	総務部資産税課
委託業務名	家屋比準評価用比準項目及び格差率分析業務
委託業務場所	大津市御陵町3番1号
概要	比準評価方式を構築するため、令和6基準年度固定資産評価基準改正内容を反映させる「比準項目及び格差率の分析」業務を委託し、比準評価方式に必要な「比準項目及び格差率」を決定し、比準評価方式を構築する。
契約期間	令和5年4月3日から令和6年3月19日まで
契約年月日	令和5年4月3日
契約金額	11,575,300円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市中央三丁目1番8号 〔名称〕 朝日航洋株式会社 滋賀支店 支店長 岡田 清明
契約相手方の選定理由	本業務は過去に評価した家屋の計算データを基に、令和6年度評価基準の改正内容を反映して分析するため、これに用いる家屋評価計算書等のデータ抽出及びその分析についても、システム開発者であり、知的財産権(ライセンス)を有する当該業者でしか業務を遂行することができない。また、比準評価方式を構築するため令和4年度に実施した「標準的な施工の家屋の分析」に係る委託も同社が受託している。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適さない)に基づき随意契約するもの。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。